2019年2月23日

「神戸発祥の総合商社の源流・鈴木商店を知る」
勉強会　第4回

米騒動から100年

～ 「米価問題と鈴木商店」から振り返る鈴木商店焼打ち事件 ～

辰巳会・鈴木商店記念館　前田 勝

鈴木商店記念館

本日の内容

（1） 米騒動に関する鈴木商店の名誉回復の経緯
（2）「米価問題と鈴木商店」 現代語表記版
（3）「米価問題と鈴木商店」と公官庁記録との照合

「米価問題と鈴木商店」を執筆した永井幸太郎氏

大正７年（1918） ８月12日夜 全焼した鈴木商店本社（鈴木商店記念館ホームページより）

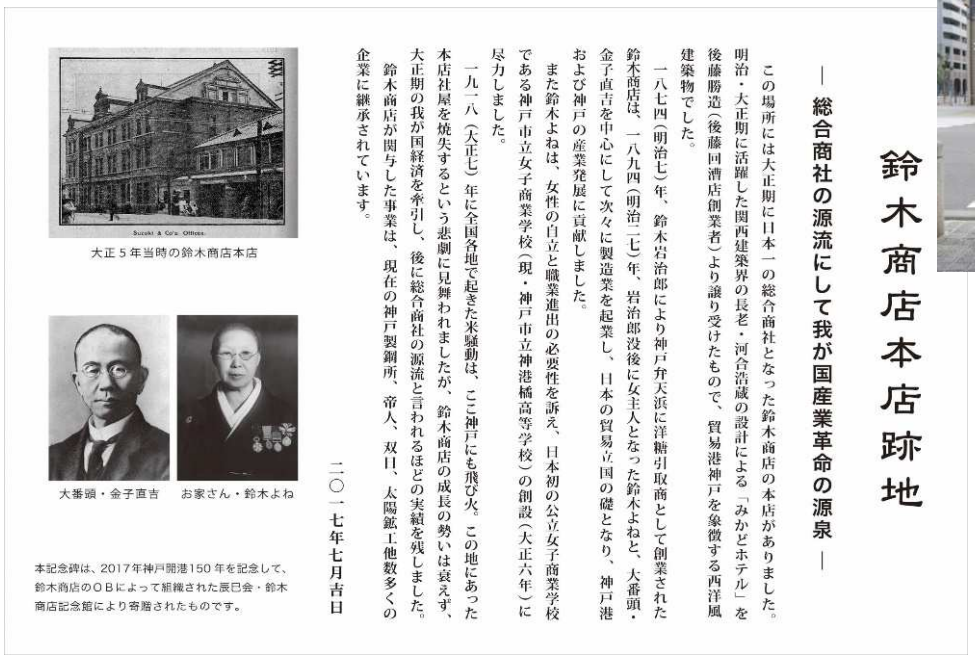

平成29年(2017) 7月7日、神戸市に寄贈された記念碑（神戸市中央区栄町通7丁目）

鈴木商店が「米買占めの業者」と誤解されたのは過去2回
→ 1回目は 焼打ち前
→ 2回目は 学術論文によって

大正6年頃~7年8月	鈴木商店は「米買占めの業者」と誤解される （1回目）
大正7年（1918）8月	鈴木商店本店焼打ち（8月12日夜。現在の神戸市中央区栄町通7丁目）。 神戸市内だけでも逮捕者は800名超の大惨事。
大正8年（1919）2月	鈴木商店は**「米価問題と鈴木商店」**を発行。買占め等の風評が全く根拠のないものであること自ら説明し、その潔白を世に問う
昭和2年（1927）	鈴木商店破綻
昭和35年（1960）	**「米騒動の研究」第3巻**発表（京都大学人文科学研究所・井上助教授ら） （事件から42年経って、鈴木商店は再び「米を取り扱って莫大な利益を上げていた」と断じられ、買占めの業者というレッテルを貼られる）
昭和35年頃～41年頃	鈴木商店は「米買占めの業者」と誤解される （2回目）
昭和41年（1966）	城山三郎、ノンフィクション小説**「鼠」**を発表。「米騒動の研究」に “事実誤認”“拡大解釈”“証言の偽証性”がある事を明らかにし、鈴木商店の名誉を回復
昭和53年（1978）	桂芳男、**「総合商社の源流 鈴木商店」**を発表。城山三郎の意見即ち「米騒動の研究」に牽強付会（こじつけ）がある事を追認

鈴木商店が誤解され、怨嗟の的となった理由は？
→ 過去の研究者はおおむね下記4つをあげている

（①「史上最大の仕事師 鈴木商店の大番頭金子直吉のすべて」PHP研究所 澤野恵之 昭和58年（1983）P147より、
②③④「総合商社の源流 鈴木商店」日本経済新聞社 桂芳男 昭和52年（1977）P112,115,127より要約）

①「大阪朝日新聞」が誹謗中傷ともとれる記事を掲載し続け（※）、反鈴木の世論をリードしたこと
② 大戦景気に浴さない一般大衆の「成金」への嫉妬
③ 大戦時の買出動（大正3年）で儲けた鈴木商店は当然米も買占めているはずという憶測
④ 逆宣伝の欠如 （「やましい事は何一つない」、「正しい事はいまに判る」の信念に基き、世の誤解を解くための努力を一切しなかった）

（※）「大阪朝日新聞」は寺内内閣を組閣当初から非立憲内閣として批判していた。当時、臨時総理格の後藤新平（外相）が作らせたといわれる新時代（雑誌社）との非難合戦があり、鈴木商店がそのｽﾎﾟﾝｻｰであると大阪朝日は見ていた。

「大阪朝日新聞」の誹謗中傷記事の例

「鼠」から抜粋（大正7年の記事）

■7月23日 「鈴木商店は他人名義で….買占めを行い、為に市場を撹乱し、正米相場をして遂に32円の暴値を現す….」
■8月 2日 「大阪では5日から毎日二千石づつ 公設市場と『心得ぬ』鈴木商店」（事務連絡の行き違い）
■8月 7日 「この惨状を何と見る！僅か五升の白米を得るに炎天下に数時間を立ち尽くす」
■8月 9日 「…鈴木が少数の白米を三十七銭にて発売する事が却って妨げとなり…」
「鈴木商店の弁明 鮮米売出の怪説に対して利益は政府に納める」
■8月10日 「石一円の暴利」 もし鈴木商店に爪の垢ほどの公義心があるのならば…罪滅ぼしとして義損をなすことは当然..」
■8月12日 「責任は鈴木商店」（外米売出3日目の事務連絡の行き違い）

鈴木商店が再び“米買占め業者”にされたのが、なぜ事件の42年後だったのか
→ 資料の収蔵者が公安警察に検挙され、戦後まで使用できなかった為
（データ収集に12年、封印24年、整理・編集に6年）

	細川嘉六氏の経歴	細川資料の扱い【※】
（大正7年（1918））	（米騒動発生）	
大正8年（1919）	東京帝国大学法学部助手就任、その後、大原社会問題研究所（後の法政大学歴史学研究会）入所	
大正13年（1924）	モスクワで片山潜氏（ｺﾐﾝﾃﾙﾝ常任執行委員会幹部）と面会。片山氏の指示により、米騒動の研究に必要な資料収集を研究所あげて開始	
昭和5年頃（1930）	米騒動に関する資料（新聞報道、社説、雑誌上の論文、公判記録等）が完成（細川資料）。3部作成	1部はモスクワの片山氏に送付（同氏はこの資料を用いて1931年「第一次世界大戦における日本革命運動の批判的総観」を発表）
昭和8年（1933）	治安維持法違反容疑で検挙	戦後まで資料の使用は出来なくなる
昭和16年（1941）	ゾルゲ事件に絡み検挙	
昭和17年（1942）	新聞紙法（検閲強化の法律）違反で逮捕	
（戦後）		法政大学歴史学研究会で細川資料の整理・編集開始
昭和22年（1947）	日本共産党公認で第1回参院選当選	
昭和26年（1951）	占領政策に反したとして逮捕、公職追放（ﾚｯﾄﾞﾊﾟｰｼﾞ）	
昭和29年（1954）		法政大学歴史学研究会「新史流」を創刊 京都大学人文科学研究所で本格的な整理・編集を開始
昭和34年（1959）		井上、渡部、松尾ら「米騒動の研究」第1巻発表
昭和35年（1960）		井上、渡部、松尾ら「米騒動の研究」第3巻（含兵庫県）発表

【※“米騒動研究の成果と課題” 増島宏 p17～48、「米騒動五十年」労働旬報社（昭和43年（1968））から要約】

「鼠」(城山三郎)は何を指摘したのか(1)

→「米価問題と鈴木商店」を全く無視しているのは事実誤認・拡大解釈

→買占めの噂部分は別論文引用だが、証言は間違いだったことを明らかにした

昭和35年(1960)
「米騒動の研究」第3巻
井上　清　他

(第3巻p19　中略)　そしてその事業の一部に米仲買があったのであるが、すでに大隈内閣の米価釣上政策の一端として行った買上げ米(第一巻、四頁以下参照)の払下げを受け、さらに自ら買集めたものを合わせて①七一万俵を国外に輸出している(鈴木商店「米価問題と鈴木商店」)。この輸出でも同商店は「満足すべき成績」をおさめたが、そのさい、集積した米すべてを輸出したのではなく、かえって②買占めを続行しているのではないかと疑われ、鈴木が米を買占めて値を釣り上げているという噂は世上に喧しかった(「新史流」、p44)。事実すでに第四〇議会で(18年2月29日)、憲政会の横山勝太郎により、鈴木商店は5千万円の資本を投じて精粉類と小麦の買占をやっていると暴露されているのである。その上、③外米管理令による指定商人として、外米・朝鮮米を取扱って莫大な利益をあげていた。このため、鈴木商店は市民の怨嗟の的となっていた。

昭和41年(1966)
「鼠」
城山三郎

(新装版p14~34より抜粋)

①鈴木商店は前年の大正6年7月以降一切輸出はしていない点を「米価問題と鈴木商店」で強調しているにもかかわらず無視している。
→　事実誤認(引用は形だけ)

②噂の部分は別論文の「新史流」を引用しているが、証言者を再度取材し、証言内容が正確に記載されていないこと、都合よく解釈されていることが判明。
→偽証性を指摘(次ページを参照)

③「米価問題と鈴木商店」で口銭は政府との取り決められている点も強調しているが、無視している。　→　事実誤認・拡大解釈

「鼠」(城山三郎)は何を指摘したのか(2)
→ 噂の部分(引用論文「新史流」に記載されていた3人の証言)は
すべて都合よく解釈されていた

「(物証に代わる)証言の偽証性」を指摘

「新史流」(p43~44に証言として記載)

証言1 「米は鈴木商店が買占めていた。青田買いまでしている。鈴木が廉売したという記憶がない」(高木行松氏)

→

城山氏の再聞き取り調査の結果(「鼠」 新装版p22)

買占めの根拠は「そういう噂があったから」。青田買いの根拠は「新聞記事(大阪朝日)にそう書いてあったから」 であることが判明

証言2 「鈴木よねと金子を除いて米騒動は考えられぬ。米価高騰の最中、鈴木は小売商店まで買占めに来た。騰貴は鈴木の買占めと期米の買占めをした石井貞一(仲買人)が張本人だ。」(上田歳樹氏)

→

(「鼠」 新装版p26)

実際は「米は買い漁りはしていない」との回答だった。小麦の買漁りについては「鈴木らしいとの噂」が根拠

証言3 「鈴木商店の買占めは事実であり、一貫して買いに廻っていた。」(天野又蔵氏)

→

(「鼠」 新装版p33)

買占めの根拠は「そういう噂があったから」であることが判明。(社会人1年目でそもそもよく解っていないのでコメントは断っていた)

“城山三郎”の記述と“桂芳男”の追認
→「集大成的論文も砂上の楼閣のよう」
→「学術書としての致命的な誤り」

城山三郎 「鼠」（文芸春秋　昭和41年（1966）、（新装版 p34より）

「直接作業に携わったのは、学生かもしれぬ。それが、『米騒動の研究』といういわば決定版の中にするすると織り込まれて行ったことについて、私は不安を感じる。権威ある城郭も砂上のものとなり、そして、砂上にあることを人は知らない。『米騒動の研究』一書に権威を見るのはおかしいといわれるかも知れぬが、塩屋の高校一年生に「うちの鈴木商店って、米の買占めやって、ひどう、うらまれたんだってね」と言わせたものを遡っていけばこの城郭に突き当たるのだ。」

※塩屋の高校1年生　：　鈴木岩蔵未亡人の孫。

桂　芳男 「総合商社の源流　鈴木商店」（日本経済新聞社、昭和53年（1978）、p98　より）

「（中略）そこで、彼（城山氏）は作家の眼と経済学者（元愛知学芸大学教官）杉浦栄一（本名）の目を通して、鈴木焼き打ち事件の「真実」を追うのである。そして、前記『米騒動の研究』における 「事実誤認」「拡大解釈」「（物証に代わる）証言の偽証性」、総じて学術書としての致命傷 「牽強附会」をあばくのである。城山は、この作品『鼠』によって、神戸の米騒動問題で永年にわたり不当な扱いをうけてきた鈴木商店の名誉を回復するのに成功したといってよい。」

※鈴木商店研究の第一人者。昭和47年の日本経営史学会にて共通論題である「総合商社の発展」において鈴木商店を担当したことを契機に鈴木商店研究を開始。　鈴木商店に関する著書、論文多数。

「米価問題と鈴木商店」
→ 概要は下記の通り

編者	鈴木商店米部
執筆	永井幸太郎氏
発行年	大正8年（1919）（記載日は大正7年12月付）
内容	焼打ち事件の4か月後、「米買占めの鈴木」は全くの誤解であり、いかに鈴木商店が政府の米価調整策に貢献したかを説明したもの
構成	全 43 ページ（ 緒言、第1章 日本米輸出の顛末、第2章 外米取扱の顛末、第3章 朝鮮米取扱始末 ）
文体	縦書き、旧字体、カナ混じり文
過去の紹介例	「日商四十年の歩み」 資料編 p707～p724（日商株式会社、昭和43年（1968））
今回使用した原本	大阪市立大学 蔵書の複写版を使用（公共図書館では神戸大学蔵書分の2冊のみ）

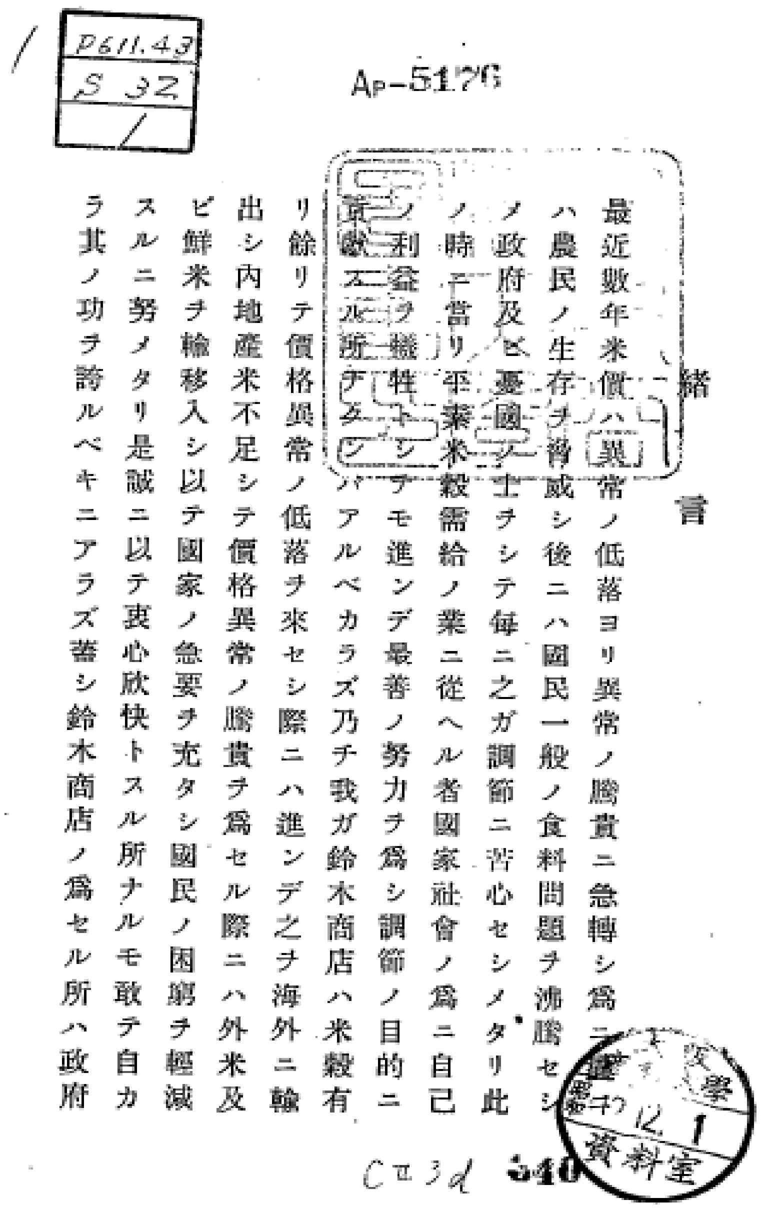
P611.43 S32 1
Ap-5176

緒言

最近數年米價ハ異常ノ低落ヨリ異常ノ騰貴ニ急轉シ爲ニ
ハ農民ノ生存ヲ脅威シ後ニハ國民一般ノ食料問題ヲ沸騰セシ
メ政府及ビ憂國ノ士ヲシテ毎ニ之ガ調節ニ苦心セシメタリ此
ノ時ニ當リ平素米穀需給ノ業ニ從ヘル者國家社會ノ爲ニ自己
ノ利益ヲ犧牲トシテモ進ンデ最善ノ努力ヲ爲シ調節ノ目的ニ
貢獻スル所ナクンバアルベカラズ乃チ我ガ鈴木商店ハ米穀有
リ餘リテ價格異常ノ低落ヲ來セシ際ニハ進ンデ之ヲ海外ニ輸
出シ內地產米不足シテ價格異常ノ騰貴ヲ爲セル際ニハ外米及
ビ鮮米ヲ輸移入シ以テ國家ノ急要ヲ充タシ國民ノ困窮ヲ輕減
スルニ努メタリ是誠ニ以テ衷心欣快トスル所ナルモ敢テ自カ
ラ其ノ功ヲ誇ルベキニアラズ蓋シ鈴木商店ノ爲セル所ハ政府

資料室 12.1
CⅡ3d 540

戦前の卸売物価の動向

→ 大戦景気（大正5～8年）は建国以来初の4年連続大好況
経済成長（名目23~40%、実質5～9%）により卸売物価は約3倍に

明治33年の価格を100とした場合（※）の卸売物価指数の推移

「明治以降　卸売物価指数統計」（日銀、昭和62年）より

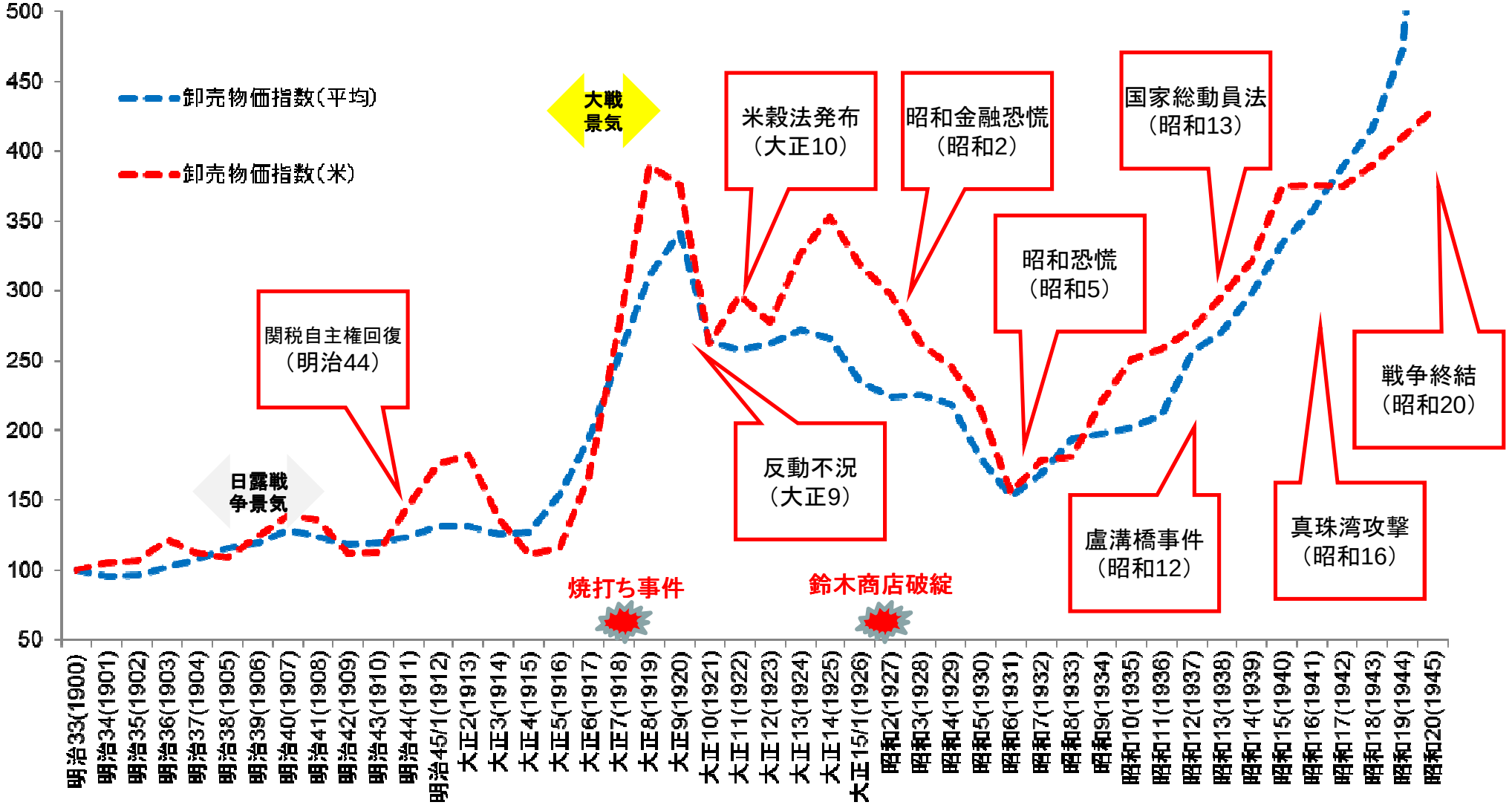

※　卸売物価指数（平均）:「明治以降　卸売物価指数統計」（日銀調査統計局、昭和62年）p24、総合卸売物価戦前基準指数、昭和9年～11年＝1とした数値を、明治33年を100として算出。明治33年～昭和6年までは56品目単純平均、昭和7年～昭和20は固定ウエイト加重算術平均。
卸売物価指数（米）　:[「同上」p28・p98 、昭和6年までは明治33年10月基準、昭和7～20年は昭和8年基準・内地米指数を便宜上、昭和6年を156として算出。

「米価問題」に記載されている政府の米価調整策
→ ①大正4年の米買上げ、②大正5･6年の輸出、③大正7年の緊急輸入

明治33年10月を100とした卸売物価指数（左目盛）と玄米価格(右目盛）の推移

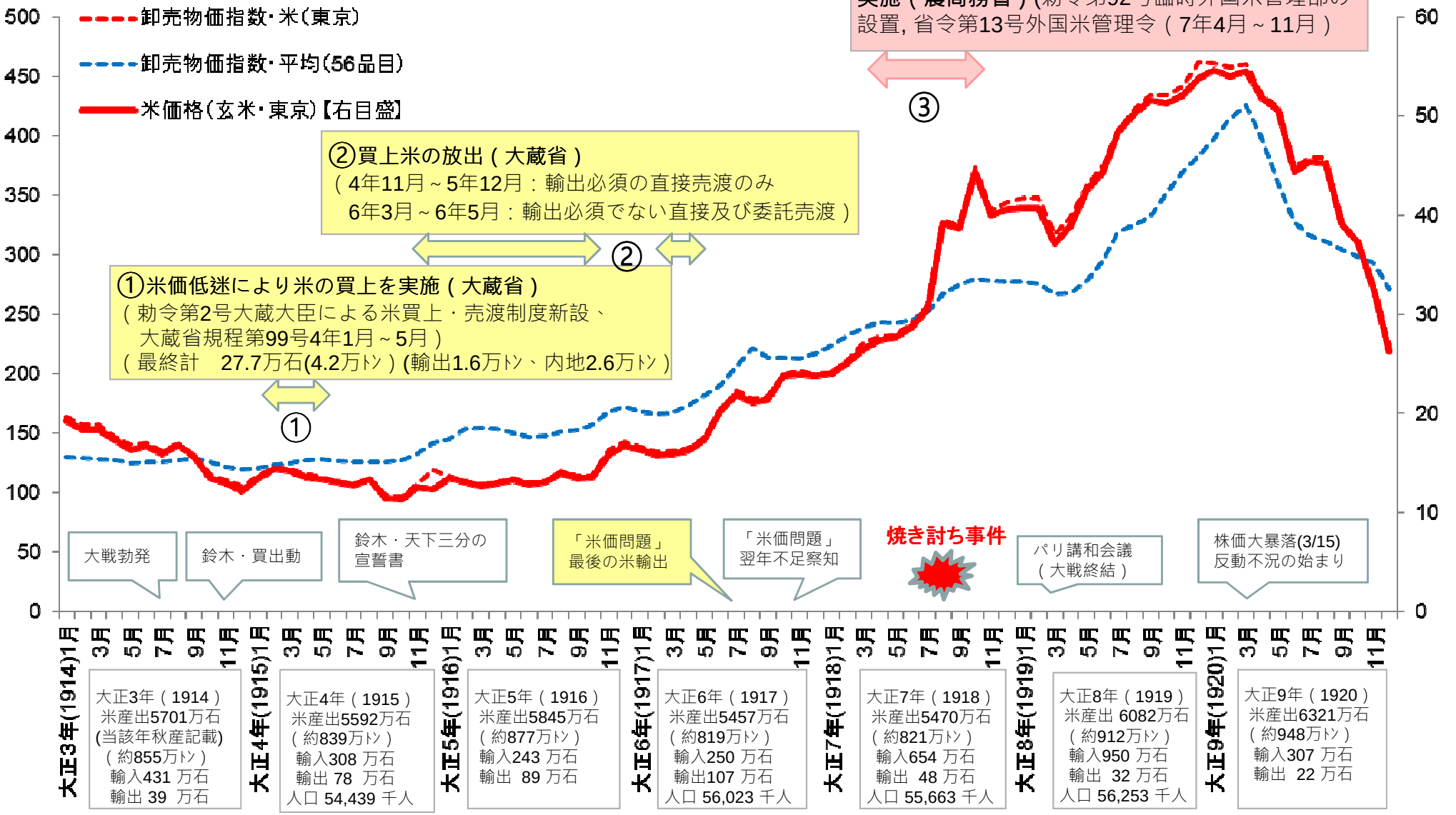

※卸売物価指数については前頁参照（すべて明治33年10月基準東京卸売物価指数）、生産高･貿易･価格(玄米）統計は農商務省「米穀統計（大正13年）」（貿易量は移出入含）より。人口は「日本帝国統計年鑑（大正期）の乙種現住人口を記載。

「米価問題」が指摘した3つの誤報

記載箇所 （現代語表記版）	掲載日時	大阪朝日の誤報	事実
2ページ下段	大正6年5月 （後に誤報と認め訂正） （「鼠」・城山三郎　・新装版P49、P114より）	サンフランシスコ向け玄米2500トン輸出を「鈴木商店はドイツ（当時の敵国）へ米を輸出している」との誤報記事を掲載	米国「ハインド・ロルフ商会」より船舶“ポーランド号”を買取・回船の際、玄米2500トンを船積。5月11日に門司を出港、サンフランシスコに到着後、米は米国・カナダにて消費
3ページ下段	大正6年6月2日（市況「正米再高騰」）、7月12日（市況「輸出商談説」）	マルセイユ向け玄米3500トン輸出（鈴木最後の米輸出）の際、「鈴木商店は海外輸出に名を借り大規模な内地米の買占めをなしつつあり」との誤報記事を掲載	当該分は政府の調節米（買上米）の一部であり、一般市場よりの買上なし
13ページ中段	大正7年8月10日（評壇「鈴木の弁解」）	外国米緊急輸入の際、「鈴木商店は石当たり1円の手数料を貪り居れり」との誤報記事を掲載	農商務省との間で取扱手数料は石当たり37.5銭（口銭率≒1.01%）と取り決められていた

「米価問題と鈴木商店」の記載が正しい事を検証できないか
→大蔵省・農商務省の記録と照合したので報告します

緒言	（本書発行の背景・動機）
第1章　日本米輸出の顛末	（1）大隈内閣時代の調整米買上
	（2）調整米輸出
	（3）サンフランシスコ玄米輸出に伴いたる風説
	（4）ウラジオストク輸出
	（5）マルセイユ輸出
第2章　外米取扱の顛末	（1）管理令施行前の取扱
	（2）管理令施行の取扱
	（3）新規買入
	（4）外米の配給
第3章　朝鮮米取扱始末	**（農商務省に進言し、実施した買付・販売）**
結論	（まとめ）

大蔵省資料
「明治大正財政史」

農商務省資料
「大正以後に於ける米価並米量調節」
「米穀法制定の経緯資料」

今回参照した大蔵省資料

タイトル	明治大正財政史
著者	大蔵省
発行年	昭和15年（1940）
構成	全20巻、21000ﾍﾟｰｼﾞ
蔵書	国立国会図書館（インターネット公開済）
内容	明治36年以降大正末年までの同省作成資料を13年の歳月をかけて同省（編纂委員会）が編纂・発行したもの。第20巻に勅令第2号による米買上、売渡等に関する明細

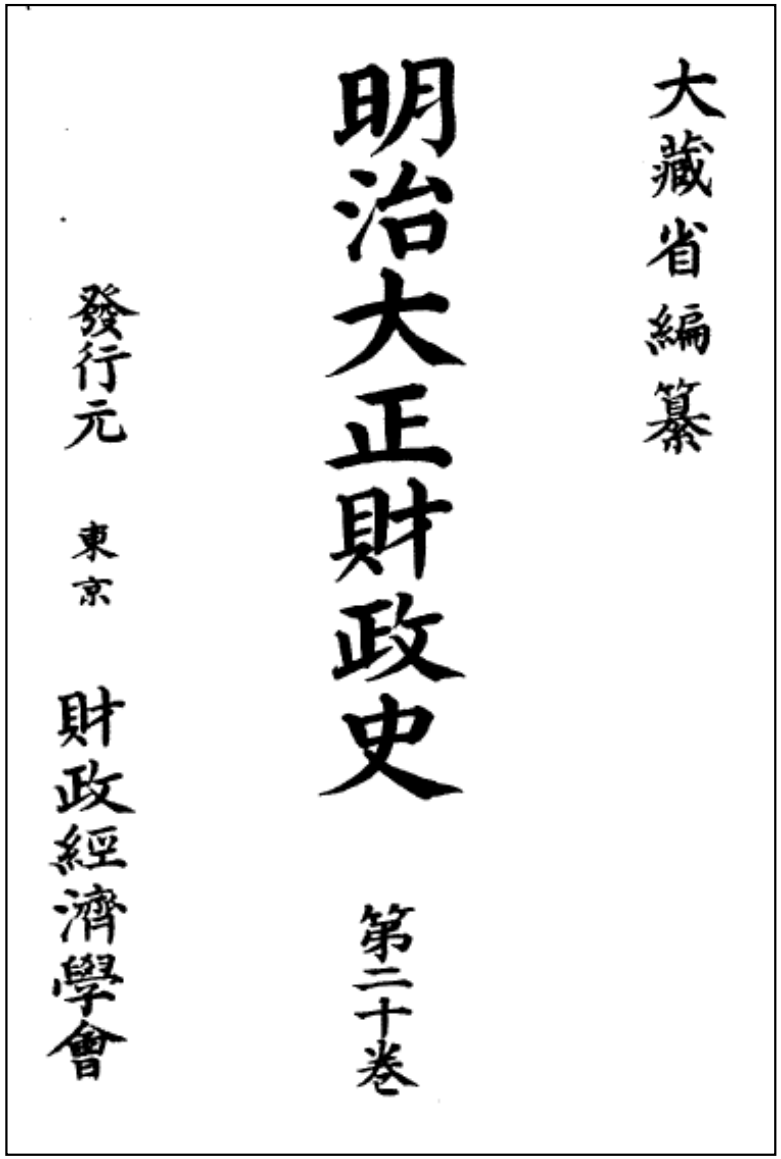

大蔵省資料との照合 （1）

「明治大正財政史」 第20巻　昭和15年(1940)　 著者　大蔵省　p327～p329

大正5年及び大正6年　政府による買上米の売渡明細

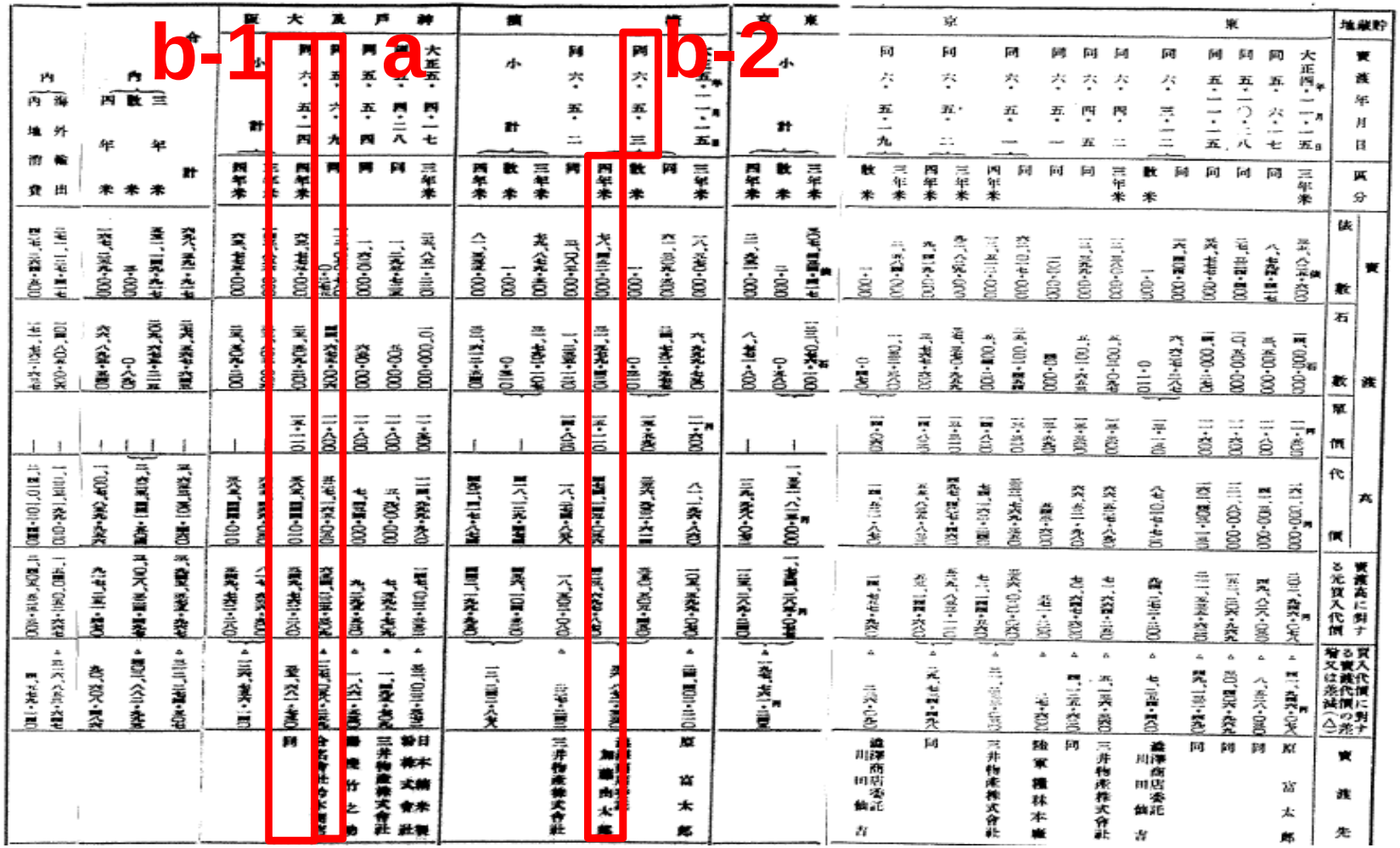

貯蔵地

売渡契約日もしくは
売渡命令日

区分（生産年）

売渡俵数

売渡石数

売渡単価
（売約日正米相場）

売渡額

買入額

差額

売渡先

大蔵省資料との照合 （2）

「米価問題と鈴木商店」

第1章　日本米輸出の顛末

（2）調節米輸出

　茲に於てか我鈴木商店は政府の米価調節の主旨を体し、社会の要求に聴き曩に政府の買上げたる米の内、**A大正5年6月大阪並に兵庫に於ける在米4万6030石を建値11円80銭**にて引受けたるを始めとし、B大正6年5月11万俵を建値15円11銭にて政府より買受けしを終わりとし、其間政府の主旨を体し順次中国九州地方にて玄米を買集め岡山精米所、大里精米所に於て71万俵を精白し主として英国仏国並に革命前の露国政府に供給したる外、玄米の儘マルセイユ、サンフランシスコ等へ輸出したるもの約15万俵に及べり。

「明治大正財政史」 第20巻　昭和15年（1940）　著者　大蔵省　p327～p329

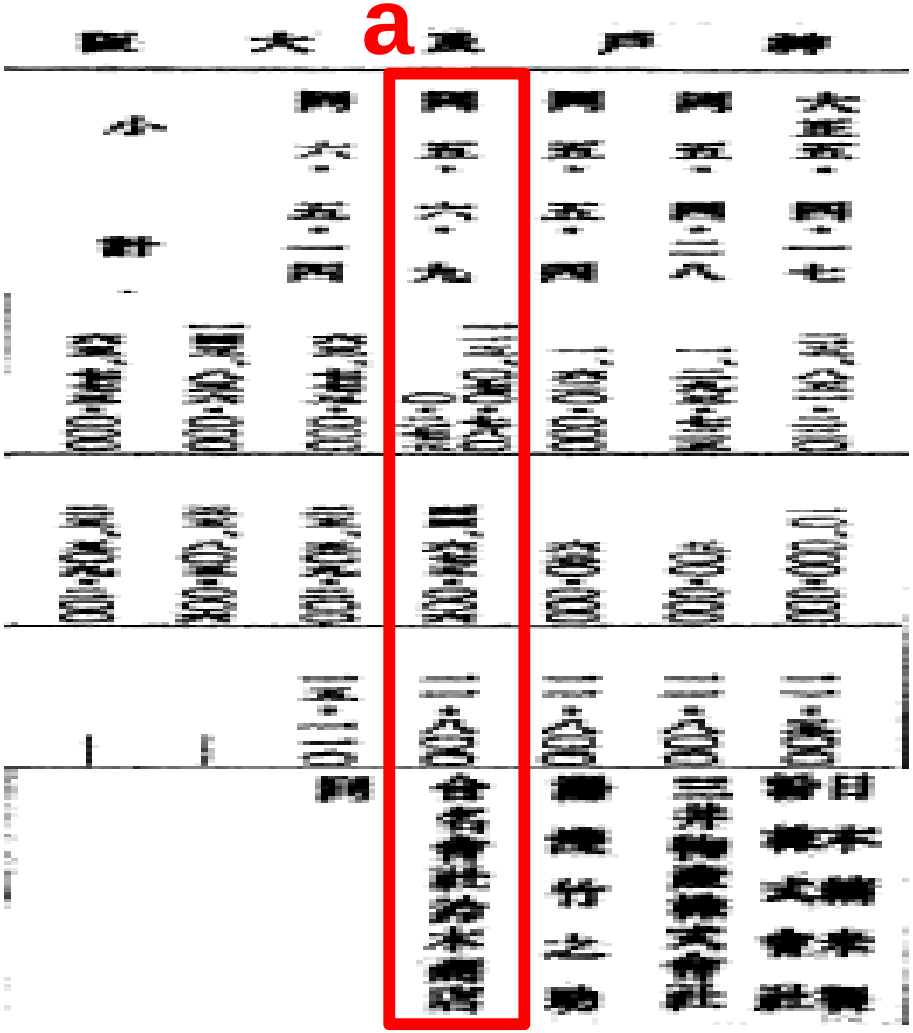

a “大正5年6月9日付　神戸及び大阪　44,675石　、11円80銭にて合名会社鈴木商店に売渡“　とある

※　数量の差は減耗等による最終重量との差異と思われる

大蔵省資料との照合 （3）－1

「米価問題と鈴木商店」

第1章　日本米輸出の顛末

（2）調節米輸出

　茲に於てか我鈴木商店は政府の米価調節の主旨を体し、社会の要求に聴き曩に政府の買上げたる米の内、A大正5年6月大阪並に兵庫に於ける在米4万6030石を建値11円80銭にて引受けたるを始めとし、**B大正6年5月11万俵を建値15円11銭**にて政府より買受けしを終わりとし、其間政府の主旨を体し順次中国九州地方にて玄米を買集め岡山精米所、大里精米所に於て71万俵を精白し主として英国仏国並に革命前の露国政府に供給したる外、玄米の儘マルセイユ、サンフランシスコ等へ輸出したるもの約15万俵に及べり。

「明治大正財政史」 第20巻　昭和15年（1940）　著者　大蔵省　p327～p329

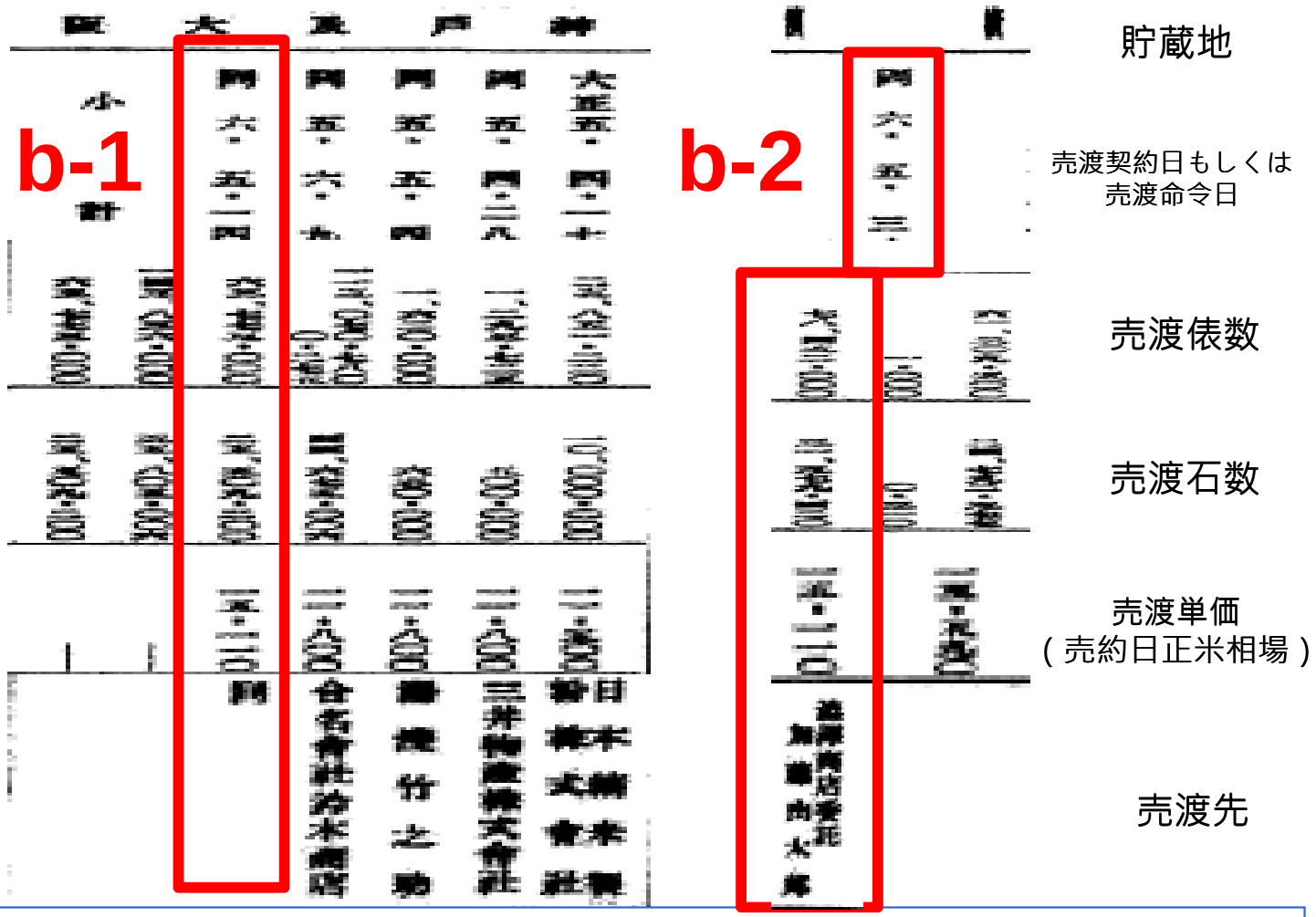

b-1　“大正6年5月14日付　神戸及大阪　63,772俵　、15円11銭にて鈴木商店に売渡　”

b-2　“大正6年5月3日付　横浜78,492俵、　委託分として15円11銭にて、渋澤商店委託・加藤由太郎（仲次人）に 売渡“　とある　。このロット**b-2**から約5万俵を買受け、合計１１万俵　と記載したものと推測される

※　委託分については仲次人を媒介する市場の慣例に準拠したとある（加藤は深川市場の有力米問屋）。また価格には手数料を含まないものと思われる。

大蔵省資料との照合 （3）－2

b-1 “大正6年5月14日付 神戸及大阪 63,772俵 、15円11銭にて鈴木商店に売渡 ”
b-2 “大正6年5月3日付 横浜78,492俵、 委託分として15円11銭にて、渋澤商店委託・加藤由太郎（仲次人）に 売渡“ とある 。このロットb-2から約5万俵を買受け、合計１１万俵 と記載したものと推測される

上記推測の理由

（1）価格は契約確定日の東京正米相場が基準。本大蔵省資料記載の全ロット中、15円11銭のものは上記の2ロットのみ
（2）「米価問題」の大正5年の記載（A）には“大阪並に兵庫”と記載があるのに対し、大正6年の記載（B）には場所の記載がなく、複数の貯蔵地を合算した可能性は否定できない
（3）大正５年１２月の米価上昇により、大蔵省は渋澤商店を唯一の内地市場委託業者として、買上米の内地市場へも売出を決めた（輸出しても可）。ただし、秘密保持の為、市場の慣例（仲次人制度）に従う必要があった（下記※参照）。当時、７１万俵を輸出していた鈴木商店は市場の慣例に従い、仲次人を経由して購買したことは充分考えられる

ロットb-2から約5万俵を買受けた際の商流（推測）

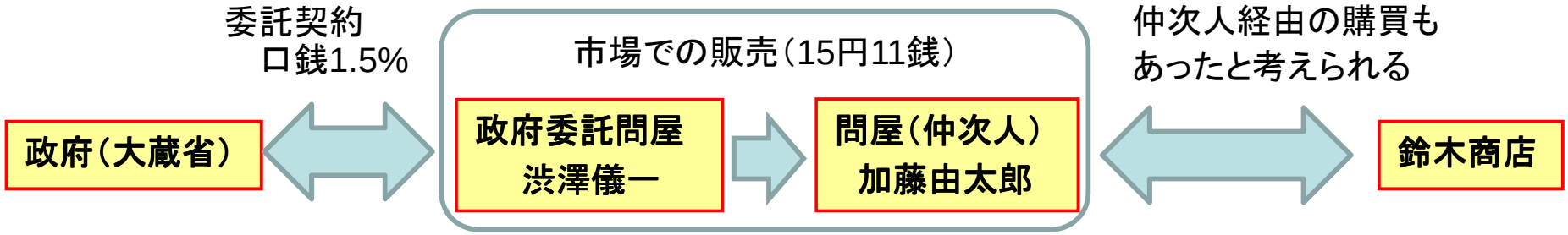

※ 「明治大正財政史」 第20巻 昭和15年（1940）より
p302 （中略）即ち東京深川市場の慣例に依れば、米を買はんとする者は通例問屋に委託し、委託問屋は市場に於て問屋より受託米の買付を為すものにして、此の買付に際しては仲次人を経由するを通例とせり。
P322 （中略）右の売渡に際しても努めて市場の慣例を重んじ、且秘密の確保と手続きの迅速とに最も注意を払いたり。
p323 委託売渡に関しては買入・交換と同じく渋澤儀一商店に之を委託することと為し、大正5年12月13日付秘第2470号を以て左記（下）の如く命令書を交付したり。 （中略）
7. 政府は売払米代金の決算の上、諸代金の千分の十五（1.5%）を手数料として被委託者に 交付すべし
8. 被委託者は堅く秘密を守るは勿論、専心忠実に事に従ひ直接間接を問はず自己の計算を以てする米の売買を営むべからず

今回参照した農商務省資料　I

タイトル	大正以後に於ける米価並米量調節
著者	農商務省食糧局
発行年	大正13年2月（1924）
構成	141ﾍﾟｰｼﾞ
蔵書	国立国会図書館（インターネット未公開）
内容	大正2年以降、政府が採った内地米の買入、外米管理、朝鮮米等の受渡し、といった米価調節の詳細をまとめたもの。

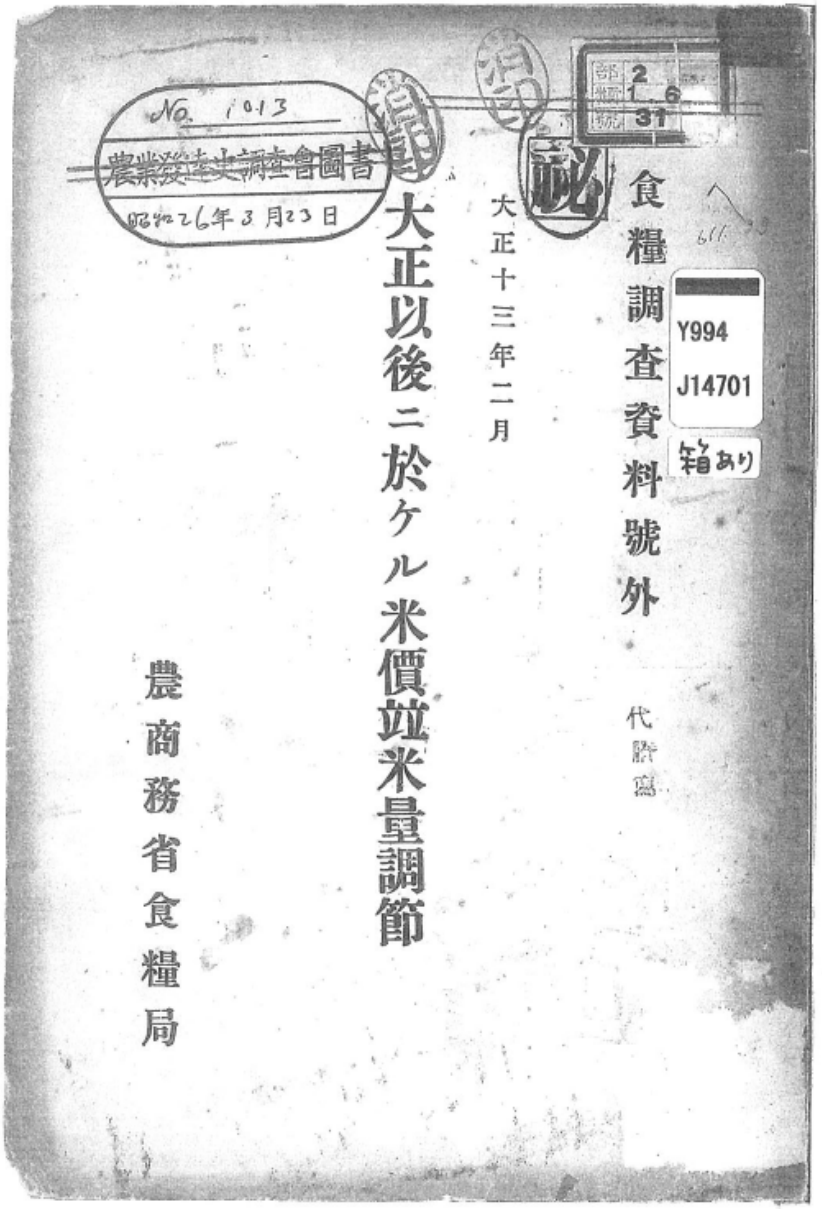

農商務省資料との照合 （1）

「米価問題と鈴木商店」
大正8年（1919） 著者 鈴木商店米部

第2章 外米取扱の顛末

（2）管理令施行の取扱

勅令第92号を以て外米管理の事行われ

サイゴン米　神戸門司　倉渡百斤　7円50銭
ラングーン米　同　同　7円70銭

を以て指定売渡値段と定めらるるや一般市場の手持者は大打撃を蒙る事となりたるにつき、特に5月17日を限り一般市場の手持を

サイゴン米　神戸門司　沖　**② 8円20銭**
ラングーン米　同　同　8円40銭

の値段を以て指定商人の手を経て政府へ買上ぐる事に決定せられ、**①当店亦指定商人として**左（下）の通り買上の手続を了せり。

ラングーン白米　4566袋
サイゴン白米　6万2705袋
サイゴン玄米　5222袋
計　7万2493 袋

「大正以後に於ける米価並米量調節」
大正13年（1924） 著者 農商務省

①

p75 （外国米の買入）

（中略）..右の結論に基き(大正7年)5月7日、三井物産株式会社、**合名会社鈴木商店**、合名会社湯浅商店及び株式会社岩井商店を指定商と定め、左記事項を命令したり。（中略）..

②

P78 （在庫品及既約品の買入）

（中略）..本年(大正7年)4月下旬における外米の在庫数量訳30万及既約品にして未だ内地に到着せざるもの約百万石ありたるを以て、まず右130万石を政府の手に収むることとし5月14日指定商と覚書を交換して**サイゴン2等白米神戸沖着8円20銭**の割合にて買入ることに決定してこれを実行せしめたり。（中略）..

農商務省資料との照合 （2）

「米価問題と鈴木商店」
大正8年（1919） 著者 鈴木商店米部

第3章 朝鮮米取扱始末

（中略）.. 5月初旬、策を建て外米管理部に進言する所ありしに超えて①6月政府より約20万石を極めて秘密に買付くべき旨の命令ありたり。

（中略）..茲に於てか到底鈴木商店の名義を以ては低価に買附をなす事の困難なるを感じ当局者の同意を得て①大阪市小西辰次郎氏に委するに鮮米買付の事を以てせり。

（中略）.. 若し夫れ此の①朝鮮米12万石が米価奔騰天井知らずの概ありし8月初旬に東京大阪に存在せざりしならんには東京大阪の両市は殆ど飢饉に近き惨状を呈したるならん。

（中略）.. ②朝鮮米の売出価格は政府之を指定す（1石37円となしたるは一般商人の朝鮮米移入を促進し且(かつ)朝鮮米の市場に影響を及ぼす事なからしめんが為なり）

「大正以後に於ける米価並米量調節」
大正13年（1924） 著者 農商務省

①

p85 （朝鮮米買入）

（中略）..大正7年6月指定商社合名会社鈴木商店に対し..（中略）..朝鮮米20万石以内の移入販売を命じたり。同商店は大阪市鮮米商小西辰次郎を介して釜山....に於いて....約11万8500余石を買付けたり。

②

P85 （台鮮米の売渡）

（中略）..8月5日より東京大阪に於て白米1石37円にて毎月約5千袋までの売出を行い、..（中略）..

今回参照した農商務省資料　Ⅱ

タイトル	米穀法制定の経緯資料
著者	鈴木直二
発行年	昭和13年7月（1938）
構成	335ﾍﾟｰｼﾞ
蔵書	国立国会図書館（インターネット未公開）
内容	大正2年から大正10年の米穀法制定に至る迄の経緯を説明したもの。当時、農商務省、外米管理部業務課長として最前線にて政府の米価調節策にあたった河合良成氏の所蔵資料をまとめたもの。

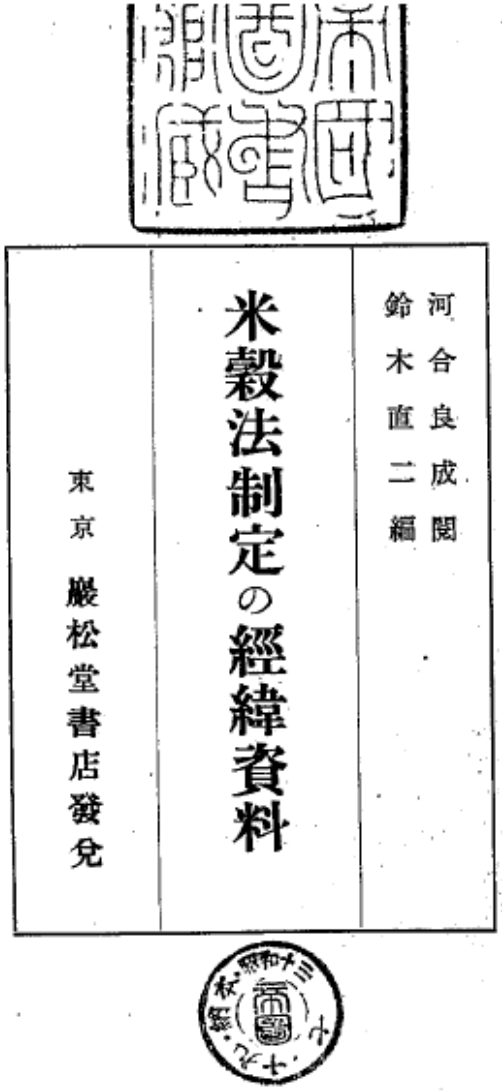

農商務省資料との照合 （3）

「米穀法制定の経緯資料」
昭和13年7月（1938） 著者 鈴木直二

第二 外米管理 （二）外国米専売に関する件 P281~282

臨時外米部長 片山勝代 談

「指定商社鈴木商店が神戸に於て不幸に遭遇するに至りたるは実に遺憾に堪えざる所なり。各指定商は外米管理に付ては誠心、誠意政府の意を体し、利害を離れて尽瘁今日に及び、而かも鈴木商店の如きは三井物産と同じく自己の持船を有するが故に、他に利用するに因りて生ずべき利益を犠牲として、米の為に船繰を為し呉れたる事績少からず。朝鮮米に付ても亦、寸分自己の利益を計らざりしことは当初より一貫し来れり。然るに昨夜（大正7年8月12日）の如き事態に遭遇せしめたるは此上なき遺憾なり。加うるに書類の焼尽したるもの少なからざるべく、殊に外米に関する帳簿及注文等の書類焼失したるときは外米管理の運転上、至大の不便を生ずるは勿論、各地よりの多数の注文者に対し外国米の配給を為すの手段なきに至るべく、即ち米価の低落を図る手続上に至大の支障を醸したることとなり、実に遺憾に堪えず。米価の低落を希望する向なくは却て外米管理に故障を生ずるが如きことなからしむること社会一般に注意を望み居る位なるに、急旅行を要するが故に汽車を遅れしとして鉄道路線を破壊すると云うに類することあるに至りたるは実に深憾に堪えざる所なり。

まとめ
→「米価問題」記載内容と二つの公官庁記録とを照合したが不一致はないこと
→鈴木商店はその多大な貢献を政府から評価されていたことを確認

緒　言	（本書発行の背景・動機）
第1章　日本米輸出の顛末	（1）大隈内閣時代の調整米買上
	（2）調整米輸出
	（3）サンフランシスコ玄米輸出に伴いたる風説
	（4）ウラジオストク輸出
	（5）マルセイユ輸出
第2章　外米取扱の顛末	（1）管理令施行前の取扱
	（2）管理令施行の取扱
	（3）新規買入
	（4）外米の配給
第3章　朝鮮米取扱始末	**（農商務省に進言し、実施した買付・販売）**
結　論	（まとめ）

大蔵省資料
「明治大正財政史」

大正5年及び6年の調整米輸出に関する記載に明らかな不一致はない事を確認

農商務省資料
「大正以後に於ける米価並米量調節」
「米穀法制定の経緯資料」

大正7年外国米管理令施行後に関する記載及び朝鮮米の買付・販売についての記載は合致すること、また農商務省からは、政府の米価政策に多大な貢献を行い、評価されていたことを確認